農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領

平成27年４月27日付け27評第104号政策評価審議官通知
平成27年７月６日　一部改正
平成27年10月１日　一部改正
平成28年４月１日　一部改正

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「法」という。）及び法第28条の２第１項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する指針（平成26年９月２日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に基づき、農林水産省が所管する独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績評価については、法及び評価の指針に定めるところによるほか、本要領に定めるところにより実施する。

１　評価体制

法人の業務の実績評価（以下単に「評価」という。）に当たっては、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）を踏まえて、法人所管部局庁が中心となって評価を実施し、評価書案を作成する。

さらに、評価の客観性を担保するため、大臣官房広報評価課が評価書案の点検を行った上で、評価書を決定する。

なお、法人所管部局庁が評価を実施するに当たっては、

①　国立研究開発法人の評価にあっては、農林水産省国立研究開発法人審議会（以下「研発審議会」という。）の意見

②　中期目標管理法人及び行政執行法人の評価にあっては、原則として農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部有識者の意見

をそれぞれ聴かなければならない。

研発審議会の構成、運営等については、農林水産省国立研究開発法人審議会令（平成27年政令第195号）等に定めるところによるものとし、有識者会議の構成、運営等に関し必要な事項については、別紙のとおりとする。

２　評価の手順

法及び評価の指針に基づき、（１）の法人分類毎に掲げる評価については、（２）に示す手順に従って実施する。

（１）法人分類毎に行う評価

①　中期目標管理法人

ⅰ　年度評価

ⅱ　中期目標期間評価（中期目標期間終了後の評価及び中期目標期間終了時に見込まれる評価）

②　国立研究開発法人

ⅰ　年度評価

ⅱ　中長期目標期間評価（中長期目標期間終了後の評価及び中長期目標期間終了時に見込まれる評価）

③　行政執行法人

ⅰ　年度評価

ⅱ　効率化評価

（２）評価手順

①　法人は、法第32条第２項、第35条の６第３項及び第35条の11第３項に基づき、６月中旬を目途に自己評価書を農林水産大臣に提出しなければならない。その際、同評価書には、同評価書における評価の根拠となる資料を添付しなければならない。

②　法人所管部局庁は、評価書案の作成に当たり、必要に応じ、法人の長をはじめ監事等役員からヒアリングを行い、評価のために必要な情報収集を行うことができる。

③　法人所管部局庁は、評価書案の作成に当たり、研発審議会の意見又は有識者会議を開催し外部有識者の意見を聴かなければならない。

④　法人所管部局庁は評価書を決定しようとする期日の２週間前までに評価書案を大臣官房広報評価課に提出しなければならない。その際、同評価書案の提出には、評価書案における評価の根拠となる資料を添付しなければならない。

⑤　大臣官房広報評価課は、評価の指針及び本要領に基づき、評価書案を点検する。

⑥　法人所管部局庁は、大臣官房政策評価審議官及び大臣官房広報評価課長の決裁を得て、評価書を決定し、法人に通知するとともに公表す

る。

3　総合評定の方法

評価の指針に基づき、法人の評価は項目別評定及び総合評定により行うこととし、項目別評定に基づき総合評定を付すまでは、次の方法により行うことを基本とし、法人所管部局庁において、法人毎に具体的な評定方法を定める。

（1）①又は②の方法により、総合評定の基礎となるランク付けを行う。

①　加重平均を用いる方法

ⅰ　評価単位である項目別評定結果（S、A、B、C、D）を点数化する。

ⅱ　評価単位から上位の項目までの各段階で各項目のウェイトを設定する。

ⅲ　ⅰで算出した点数をⅱで設定したウェイトに基づき加重平均することにより総合評定の基礎となるランク付けを行う。

②　加重平均以外を用いる方法

ⅰ　評価単位である項目別評定結果（S、A、B、C、D）を点数化する。

ⅱ　ⅰで算出した点数を用いて、総合評定の基礎となるランク付けを導くための算出式等を設定する。

ⅲ　ⅰ及びⅱから総合評定の基礎となるランク付けを行う。

（2）（1）を踏まえ、政策上の要請や情勢の変化等、全体評定に影響を与える事象を加味した上で、評語を付して総合評定を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて（1）で算出された基礎に基づく評定よりさらに引下げを行うなど、評価の指針を踏まえて評定を行う。

（3）評価の指針に基づく評価単位より、さらに細分化した単位で項目別評定を行い、総合評定を行う場合にも、原則としてこの方法を準用する。

4　共管法人の取扱い

他府省と共管で所管する法人（以下「共管法人」という。）の評価については、1～3に示した手順や方法を基本とするが、農林水産大臣が所管する業務の性質、共管法人の業務全体に占める農林水産大臣が所管する業務の位

置づけ等を踏まえ、共管府省と連携し、効率的な評価を行う観点から、個別の手続きによる評価を行うことができる。

附　則

1　本要領は、平成27年４月27日から施行する。

2　独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第８条により、平成27年度以降も改正法施行前の中期目標を継続する法人については、当該中期目標期間終了までの評価に際しては､総務省行政管理局長が示した評価書様式を適宜変更するなどにより、評価の指針の趣旨を逸脱しない範囲で各法人の実情に応じた評価を行うことができる。

3　前項の規定は、改正法附則第11条第４項により、行政執行法人となった法人の、改正法施行日の前日に終了した中期目標期間に係る評価について準用する。

（別紙）

農林水産省独立行政法人評価有識者会議について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人の評価に関する指針（平成26年９月２日総務大臣決定）に基づき、農林水産大臣が行う所管独立行政法人の評価に際し、外部有識者の知見を活用するため、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催するものとする。

第１　組織

１　外部有識者30名以内の委員で組織する。

２　委員からの要請等により、参考人を招致することができる。

第２　委員の委嘱

委員は、学識経験のある者のうちから、大臣官房政策評価審議官が委嘱する。

第３　委員の任期及び選任の基本原則

１　委員は、非常勤とする。

２　委員の任期は、２年以内とする。再任を妨げない。

３　委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員に占める女性の比率は、原則として40％以上とする。

５　委嘱時において、70歳以上の者は、選任することはできない。

６　国又は独立行政法人の役職員及び地方公共団体又は地方議会の長は、選任することはできない。

７　委嘱時において、３を超える審議会等（国家行政組織法第８条並びに内閣府設置法第37条及び第54条の審議会等をいう。）の委員に就任している者は、選任することはできない。

８　第５の１に掲げる独立行政法人と特定の利害関係を有する者（※）は当該独立行政法人の評価に関する事務を行う部会に属すべき委員には選任

しない。

9　委員が任期中に６から８までのいずれかの規定により委員に選任することができない者に該当するに至った場合には、その委員を解任する。

（※）独立行政法人と特定の利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

①　意見聴取の対象となる独立行政法人が実施する講演等に講師等として出席し、継続的に報酬を受けている者

②　所属機関の常勤の役員であり、当該所属機関に対して意見聴取の対象となる独立行政法人から金銭提供がある者

③　意見聴取の対象となる独立行政法人の運営を審議する外部委員又は会計監査人（会計監査人が法人の場合は、当該独立行政法人の監査の職務を行っている者）である者

第４　意見聴取の対象

１　次の評価を行う場合は、その過程において有識者会議を開催し、外部有識者の意見を聴かなければならない。

①　年度評価

②　見込評価（行政執行法人を除く。）

③　期間評価（行政執行法人においては効率化評価をいう。）

２　前項に定めるもののほか、評価に付随する重要事項についても必要に応じて有識者会議を活用し、外部有識者の意見を聴くことができる。

第５　部会の開催

１　有識者会議に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる独立行政法人に係る評価に関する事務を処理することとする。

名　称	独立行政法人
農林水産消費安全技術センター部会	農林水産消費安全技術センター
家畜改良センター部会	家畜改良センター
農畜産業振興機構部会	農畜産業振興機構
農業者年金基金部会	農業者年金基金
農林漁業信用基金部会	農林漁業信用基金

水資源機構部会	水資源機構

２　前項の表の左欄に掲げる部会に属すべき委員は、農林水産大臣官房政策評価審議官が指名する。

第６　運営

１　有識者会議の庶務は、大臣官房広報評価課が行う。ただし、各部会の庶務は、当該独立行政法人の所管部局庁が行う。

２　部会においては、第４の１に示す事項に係る意見聴取を行うこととし、有識者会議では、その他の重要事項について検討する。

３　会議の資料は、会議終了後、ホームページ等により公表する。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあっては、当該政策等の決定・公表の後とする。

４　会議の議事録については、委員による内容の確認・了承を得た上で、当該会議終了後、ホームページ等により公表する。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあっては、当該政策等の決定・公表の後とする。

５　３及び４の規定にかかわらず、個人の権利又は利益を害し、又は害するおそれのある場合、企業秘密に触れ、又は触れるおそれがある場合等は、委員の了承を得た上で会議の資料及び議事録を非公表とすることができる。

６　会議は非公開とする。

７　会議は、委員及び議事に関係のある参考人の過半数が出席しなければ、開くことができない。

８　３から７の規定については、部会においても適用する。